



27 関整第 130 号
平成 27 年 4 月 24 日

茨城県知事 様

関東農政局長



全体実施設計要綱の一部改正について

このことについて、別紙のとおり平成 27 年 4 月 9 日付け 26 農振第 2185 号をもって
農村振興局長から通知がありましたので、御了知の上、適切かつ円滑な実施につきご配
慮をお願い致します。





26 農振第 2185 号
26 生畜第 2178 号
平成 27 年 4 月 9 日

関東農政局長 殿

農村振興局長

生産局長

全体実施設計要綱の一部改正について

平成 27 年度予算が平成 27 年 4 月 9 日に成立したことに伴い、全体実施設計要綱（昭和 54 年 3 月 20 日付 54 構改 D 第 131 号構造改善局長、畜産局長通知）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので、御了知の上、本要綱の円滑かつ的確な実施に特段の御配慮願をお願いします。

なお、貴局管内の県知事に対しては、貴職から通知するとともに、本要綱の実施につき適切な指導をお願いします。



〈改正内容〉

下記事由による全体実施設計の対象事業一覧表の改正

- 国営事業（地域防災対策一体型かんがい排水事業）の創設
- 国営事業（水利システム再編事業（農地集積促進型））の創設
- 国営事業（環境保全型かんがい排水事業）の挿入
- 国営事業（緊急農地再編整備事業）の挿入

- 都道府県営事業（6次産業化等促進基盤整備事業のうち農地整備事業及び水利施設整備事業）の削除
- 都道府県営事業（農業基盤整備促進事業）の挿入
- 都道府県営事業（農村地域防災減災事業）の挿入
- 都道府県営事業（公害防除特別土地改良事業）の削除
- 都道府県営事業（農業水利施設保全合理化事業）の挿入
- 都道府県営事業（水利施設整備事業（農地集積促進型））の創設

- 団体営事業（公害防除特別土地改良事業）の削除
- 団体営事業（農村地域防災減災事業）の挿入

(別紙) 全体実施設計要綱 (昭和54年3月20日付54構改D131号構造改善局長・畜産局長通知) 新旧対照表

改正後		現行	
第1～第6 (略)	別表第1	第1～第6 (略)	別表第1
区分	事業種別	実施地区	事業種別
国営事業	(略)	(略)	(略)
国営事業	(略)	(略)	(略)
国営事業	地域防災対策一体かんがい排水事業	全地区(国営造成土地改良施設整備事業、直轄明渠排水事業及び国営施設応急対策事業に係る地区並びに農村振興局長が指示する地区を除く。なお、農村振興局長が指示する地区は、原則としてダム、頭首工、揚水機場等高度な技術を要する工事を含まない地区とする。)	耐震対策一体かんがい排水事業
国営事業	水利システム再編事業(農地集積促進型)	農村振興局長が指示する地区 なお、農村振興局長が指示する地区は、原則としてダム、頭首工、揚水機場等高度の技術を要する工事を含む地区とする。	(略)
国営事業	環境保全型かんがい排水事業	全地区(国営造成土地改良施設整備事業及び直轄明渠排水事業に係る地区並びに農村振興局長が指示する地区を除く。なお、農村振興局長が指示する地区は、原則としてダム、頭首工、揚水機場等高度の技術を要する工事を含まない地区とする。)	(略)
国営事業	(略)	(略)	施設機能保全事業
国営事業	(略)	(略)	(略)
国営事業	(略)	(略)	農地再編整備事業
国営事業	緊急農地再編整備事業	全地区(農村振興局長が指示する地区を除く。なお、農村振興局長が指示する地区は原則として相当規模の基幹施設を伴う等高度の技術を要する工事を含まない	(略)

<p>都道府県営事業</p>	<p>(略)</p>	<p>都道府県知事が農業競争力強化基盤整備事業実施要綱(平成25年2月26日付け24農振第2091号農林水産事務次官依命通知)の第7の通知を受けた地区で農村振興局長が指示するもの。 なお、農村振興局長が指示する地区は、原則としてダム、頭首工、揚水機場等高度の技術を要する工事を含む地区とする。</p>	<p>(略)</p>
<p>都道府県営事業</p>	<p>(略)</p>	<p>都道府県知事が農業競争力強化基盤整備事業実施要綱(平成25年2月26日付け24農振第2091号農林水産事務次官依命通知)の第7の通知を受けた地区で農村振興局長が指示するもの。 なお、農村振興局長が指示する地区は、原則としてダム、頭首工、揚水機場等高度の技術を要する工事を含む地区とする。</p>	<p>(略)</p>
<p>農業基盤整備促進事業</p>	<p>(削る)</p>	<p>都道府県知事が農業基盤整備促進事業実施要綱(平成25年2月26日付け24農振第2089号農林水産事務次官依命通知)の第7の通知を受けた地区で地方農政局長等が指示するもの。 なお、地方農政局長等が指示する地区は、原則としてダム、頭首工、揚水機場等高度の技術を要する工事を含む地区とする。</p>	<p>(削る)</p>
<p>農村地域防災減災事業</p>	<p>(削る)</p>	<p>都道府県知事が農村地域防災減災事業実施要綱(平成25年2月26日付け24農振第2114号農林水産事務次官依命通知)の第7の2の通知を受けた地区で農村振興局長が指示するもの。 なお、農村振興局長が指示する地区は、原則としてダム、頭首工、揚水機場等高度の技術を要する工事を含む地区とする。</p>	<p>(削る)</p>
<p>都道府県知事(以下「知事」という。)が農業競争力強化基盤整備事業実施要綱(平成25年2月26日付け24農振第2091号農林水産事務次官依命通知)の第7の通知を受けた地区で農村振興局長が指示するもの。 なお、農村振興局長が指示する地区は、原則としてダム、頭首工、揚水機場等高度の技術を要する工事を含む地区とする。</p>	<p>(略)</p>	<p>都道府県知事が6次産業化等促進基盤整備事業実施要綱(平成24年10月26日付け24農振第1602号農林水産事務次官依命通知)の第7の3の採択通知書になる地区のうち農村振興局長が指示するもの。 なお、農村振興局長が指示する地区は、原則としてダム、頭首工、揚水機場等高度の技術を要する工事を含む地区とする。</p>	<p>(略)</p>

<p>(削る)</p> <p>農業水利施設保全 合理化事業</p>	<p>(削る)</p> <p>都道府県知事が農業水利施設保全合理化事業実施要綱（平成25年2月26日付け24農振第1931号農林水産事務次官依命通知）の第5の通知を受けた地区で農村振興局長が指示するもの。 なお、農村振興局長が指示する地区は、原則としてダム、頭首工、揚水機場等高度の技術を要する工事を含む地区とする。</p>	<p>農水省が公害防除特別土地改良事業実施要綱（昭和47年1月11日付け46農地D第808号農林事務次官依命通知）の第6の通知を受けた地区</p>	<p>公害防除特別土地改良事業</p>
<p>水利施設整備事業 (農地集積促進型)</p>	<p>都道府県知事が水利施設整備事業（農地集積促進型）実施要綱（平成27年4月9日付け26農振第2053号農林水産事務次官依命通知）の第5の通知を受けた地区で農村振興局長が指示するもの。 なお、農村振興局長が指示する地区は、原則としてダム、頭首工、揚水機場等高度の技術を要する工事を含む地区とする。</p>	<p>農水省が公害防除特別土地改良事業実施要綱（昭和47年1月11日付け46農地D第808号農林事務次官依命通知）の第6の通知を受けた地区</p>	<p>公害防除特別土地改良事業</p>
<p>(削る)</p> <p>農村地域防災減災事業</p>	<p>都道府県知事が農村地域防災減災事業実施要綱（平成25年2月26日付け24農振第2114号農林水産事務次官依命通知）の第7の2の通知を受けた地区で農村振興局長が指示するもの。 なお、農村振興局長が指示する地区は、原則としてダム、頭首工、揚水機場等高度の技術を要する工事を含む地区又は農村地域防災減災事業実施要綱（平成25年2月26日付け24農振第2118号農村振興局長通知）の要領別表1の(8)の事業を実施する地区とする。</p>	<p>農水省が公害防除特別土地改良事業実施要綱（昭和47年1月11日付け46農地D第808号農林事務次官依命通知）の第6の通知を受けた地区</p>	<p>公害防除特別土地改良事業</p>

別表第2 (略)

別表第2 (略)

全 体 実 施 設 計 要 綱

昭和54年 3月20日付54構改D第131号
最終改正 平成27年 4月 9日付26農振第2185号
平成27年 4月 9日付26生畜第2178号

各地方農政局長
北海道開発局長 殿
沖縄総合事務局長
北海道知事

農林水産省農村振興局長
農林水産省生産局長

第1 趣 旨

全体実施設計は、土地改良事業計画及び地すべり防止事業基本計画における工事計画に係る詳細な設計であって、これに基づき直ちに工事に着手できるような精度を有するものを作成して、事業着手後の総事業費の著しい変動を防止し、事業の円滑な進展に資することを目的とする。

第2 対象事業

全体実施設計を実施する事業は、別表第1「土地改良事業における全体実施設計の対象事業」及び別表第2の「農地保全に係る地すべり等防止事業における全体実施設計の対象事業」のとおりとする。

第3 全体実施設計の作成

1 土地改良事業の全体実施設計は、国営事業にあつては土地改良事業計画書（案）（「国営土地改良事業地区調査実施要領（平成元年7月7日付け元構改C第7 1 7号構造改善局長通知）」の第9及び「国営農地再編整備事業地区調査実施要領（平成元年7月7日付け元構改C第4 8 8号構造改善局長通知）」の第8による。）、都道府県営事業及び団体営事業（市町村、土地改良区、農業協同組合その他都道府県知事が適当と認めるものが行う事業をいう。以下同じ。）にあつては土地改良事業計画概要書（「土地改良事業の計画の概要および計画の作成について（昭和42年11月6日付け42農地C第375号農地局長通知）」の1による。）に準拠して行うこととする。

ただし、農地開発事業及び草地開発事業にあつては、農地開発基本計画及び草地開発計画（「農用地開発事業実施要綱（昭和45年12月10日付け農地C第500号農林事務次官依命通知）」の第4及び第5による。）に準拠して行うこととする。

2 農地保全に係る地すべり等防止事業の全体実施設計は、地すべり防止工事基本計画（「農地保全に係る地すべり等防止事業実施要綱（昭和42年3月8日付け42農地D第2 4号農林事務次官依命通知）」の第3による。）に準拠して行うこととする。

3 全体実施設計は、土地改良事業計画設計基準及び関係法令等に準拠して行うものとする。

4 全体実施設計を行った結果、土地改良事業計画書（案）、土地改良事業計画概要書、農地開発基本計画、草地開発計画及び地すべり防止基本計画（以下「事業計画」という。）で定められた重要な事項に変更をきたす場合は、別途事業計画の再検討を行うものとする。

なお、重要な事項の変更とは、次のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 事業計画全体又はその大部分に対して影響を及ぼす事業計画の基本となるべき事項の変更
- (2) 物価変動以外の理由で事業費に相当な変動をきたす場合

第4 全体実施設計の承認

1 国営事業

国営事業については、地方農政局長（北海道にあっては北海道開発局長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）が全体実施設計を行い、農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）の承認を受けるものとする。

2 都道府県営事業

(1) 都道府県営事業については、都道府県知事が全体実施設計を行い、地方農政局長（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）の承認を受けるものとする。

この場合、都道府県営干拓事業にあっては、都道府県知事は、当該承認申請に当たって当該事業に係る公有水面埋立権の取得その他の権利関係の調整がすべて完了した旨の書面及び併行事業がある場合にあってはそのほか土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の2第3項に定める3分の2以上の同意を得たことを証する書面を添付しなければならない。

(2) 都道府県営事業のうち、次のいずれかに該当する地区であって農村振興局長が指示するものについては、地方農政局長（沖縄県にあっては、沖縄総合事務局長）は、事前に農村振興局長と協議するものとする。

- ① 事業計画にダム、頭首工、揚水機場等高度の技術を要する工事を含む地区
- ② 特に農村振興局長が協議を必要と認める地区

3 団体営事業

団体営事業については、当該事業実施主体が全体実施設計を行い、都道府県知事の承認を受けるものとする。

ただし、都道府県知事は、承認に際し、事前に地方農政局長（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）と協議するものとする。

第5 経費

全体実施設計に必要な経費は、当該事業地区の事業費に含まれるものとする。

第6 工事の着手

工事は、全体実施設計の承認後に着手するものとする。

別表第1 土地改良事業における全体実施設計の対象事業

区 分	事業種別	実 施 地 区
国営事業	かんがい排水事業	全地区（国営造成土地改良施設整備事業及び直轄明渠排水事業に係る地区並びに農村振興局長が指示する地区を除く。なお、農村振興局長が指示する地区は、原則としてダム、頭首工、揚水機場等高度の技術を要する工事を含まない地区とする。）
	耐震対策一体型かんがい排水事業	全地区（国営造成土地改良施設整備事業、直轄明渠排水事業及び国営施設応急対策事業に係る地区並びに農村振興局長が指示する地区を除く。なお、農村振興局長が指示する地区は、原則としてダム、頭首工、揚水機場等高度な技術を要する工事を含まない地区又はダム、頭首工、揚水機場等高度の技術を要する工事のうち直近の手法によるレベル1地震動及びレベル2地震動に対する耐震性能照査において安全性を有している地区とする。）
	地域防災対策一体型かんがい排水事業	全地区（国営造成土地改良施設整備事業、直轄明渠排水事業及び国営施設応急対策事業に係る地区並びに農村振興局長が指示する地区を除く。なお、農村振興局長が指示する地区は、原則としてダム、頭首工、揚水機場等高度な技術を要する工事を含まない地区とする。）
	水利システム再編事業（農地集積促進型）	農村振興局長が指示する地区 なお、農村振興局長が指示する地区は、原則としてダム、頭首工、揚水機場等高度の技術を要する工事を含む地区とする。
	環境保全型かんがい排水事業	全地区（国営造成土地改良施設整備事業及び直轄明渠排水事業に係る地区並びに農村振興局長が指示する地区を除く。なお、農村振興局長が指示する地区は、原則としてダム、頭首工、揚水機場等高度の技術を要する工事を含まない地区とする。）
	施設機能保全事業	農村振興局長が指示する地区 なお、農村振興局長が指示する地区は、原則としてダム、頭首工、揚水機場等高度の技術を要する工事を含む地区とする。
	農業用水再編対策事業	全地区
	農業用水再編対策事業（地域用水機能増進型）	全地区

流域水質保全機能増進事業	全地区
総合農地防災事業	全地区（農村振興局長が指示する地区を除く。なお、農村振興局長が指示する地区は、原則としてダム、頭首工、揚水機場等高度の技術を要する工事を含まない地区とする。）
農地再編整備事業	全地区（農村振興局長が指示する地区を除く。なお、農村振興局長が指示する地区は原則として相当規模の基幹施設を伴う等高度の技術を要する工事を含まない地区とする。）
緊急農地再編整備事業	全地区（農村振興局長が指示する地区を除く。なお、農村振興局長が指示する地区は原則として相当規模の基幹施設を伴う等高度の技術を要する工事を含まない地区とする。）
農地開発事業	全地区
草地開発事業	全地区
干拓事業	全地区

区 分	事業種別	実施地区
都道府県営事業	農業競争力強化基盤整備事業	都道府県知事が農業競争力強化基盤整備事業実施要綱（平成 25 年 2 月 26 日付け 24 農振第 2091 号農林水産事務次官依命通知）の第 7 の通知を受けた地区で農村振興局長が指示するもの。 なお、農村振興局長が指示する地区は、原則としてダム、頭首工、揚水機場等高度の技術を要する工事を含む地区とする。
	農業基盤整備促進事業	都道府県知事が農業基盤整備促進事業実施要綱（平成 25 年 2 月 26 日付け 24 農振第 2089 号農林水産事務次官依命通知）の第 7 の通知を受けた地区で地方農政局長等が指示するもの。 なお、地方農政局長等が指示する地区は、原則としてダム、頭首工、揚水機場等高度の技術を要する工事を含む地区とする。
	農村地域防災減災事業	都道府県知事が農村地域防災減災事業実施要綱（平成 25 年 2 月 26 日付け 24 農振第 2114 号農林水産事務次官依命通知）の第 7 の 2 の通知を受けた地区で農村振興局長が指示するもの。 なお、農村振興局長が指示する地区は、原則としてダム、頭首工、揚水機場等高度の技術を要する工事を含む地区又は農村地域防災減災事業実施要領（平

	<p>農業水利施設保全 合理化事業</p> <p>水利施設整備事業 (農地集積促進型)</p>	<p>成 25 年 2 月 26 日 付 け 24 農 振 第 2118 号 農 村 振 興 局 長 通 知) の 要 領 別 表 1 の (8) の 事 業 を 実 施 す る 地 区 と す る。</p> <p>都道府県知事が農業水利施設保全合理化事業実施要綱(平成 25 年 2 月 26 日 付 け 24 農 振 第 1931 号 農 林 水 産 事 務 次 官 依 命 通 知) の 第 5 の 通 知 を 受 け た 地 区 で 農 村 振 興 局 長 が 指 示 す る も の。</p> <p>なお、農村振興局長が指示する地区は、原則としてダム、頭首工、揚水機場等高度の技術を要する工事を含む地区とする。</p> <p>都道府県知事が水利施設整備事業(農地集積促進型)実施要綱(平成 27 年 4 月 9 日 付 け 26 農 振 第 2053 号 農 林 水 産 事 務 次 官 依 命 通 知) の 第 5 の 通 知 を 受 け た 地 区 で 農 村 振 興 局 長 が 指 示 す る も の。</p> <p>なお、農村振興局長が指示する地区は、原則としてダム、頭首工、揚水機場等高度の技術を要する工事を含む地区とする。</p>
<p>団体営事業 (市町村、土地改良区、農業協同組合その他都道府県知事が適当と認めるものが行う事業)</p>	<p>農村地域防災減災事業</p>	<p>都道府県知事が農村地域防災減災事業実施要綱(平成 25 年 2 月 26 日 付 け 24 農 振 第 2114 号 農 林 水 産 事 務 次 官 依 命 通 知) の 第 7 の 2 の 通 知 を 受 け た 地 区 で 農 村 振 興 局 長 が 指 示 す る も の。</p> <p>なお、農村振興局長が指示する地区は、原則としてダム、頭首工、揚水機場等高度の技術を要する工事を含む地区又は農村地域防災減災事業実施要領(平成 25 年 2 月 26 日 付 け 24 農 振 第 2118 号 農 村 振 興 局 長 通 知) の 要 領 別 表 1 の (8) の 事 業 を 実 施 す る 地 区 と す る。</p>

別表第 2 農地保全に係る地すべり等防止事業における全体実施設計の対象事業

区 分	事業種別	実 施 地 区
国営事業	農地保全に係る地すべり防止事業	全地区